

## 令和4年度山梨県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 令和4年度山梨県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を促進することを目的とし、この要綱に基づき個別接種を実施した医療機関に対し、これに要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる医療機関、取組の要件及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知別紙）の定めるところによる。

### (交付申請書及び実績報告書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の提出は、令和4年4月から5月まで、同年6月から7月まで、同年8月から9月まで、同年10月から11月まで、同年12月から令和5年1月及び同年2月から3月までの各期間に分けて行うものとする。ただし、病院における取組のうち「50回以上／日の接種を行った場合」の支援については、4月から5月まで、6月から7月まで、8月から9月まで及び10月から11月までの各期間に分けて行うものとする。

### (交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条第1項の提出があった場合は、これを審査の上、適当と認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、精算払とする。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第5条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反した場合
- (3) 交付の対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(書類の保管)

第8条 補助金に係る関係書類は、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 山梨県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	医療機関	取組の要件	補助金の額
(1)	診療所	週100回以上の接種を令和4年4月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～11月、12月～令和5年1月又は2月～3月の各期間中に4週間以上行う場合（令和4年10月以降においては、上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、それぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）。）	週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
		週150回以上の接種を令和4年4月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～11月、12月～令和5年1月又は2月～3月の各期間中に4週間以上行う場合（令和4年10月以降においては、上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、それぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）。）	週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
		1日50回以上接種する場合（令和4年10月以降においては、その日に時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していること（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）。）	1日当たり50回以上接種した日数×10万円 （ただし、週100回又は150回以上の接種を4週間以上行った週に属する日を除く。）

(2)	病院	特別な接種体制を確保する場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外又は平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が令和4年4月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～11月、12月～令和5年1月又は2月～3月の各期間中に4週間以上ある場合	① 7, 550円×医師の勤務時間 ② 2, 760円×看護師等の勤務時間
		令和4年4月～5月、6月～7月、8月～9月又は10月～11月の各期間に1日50回以上接種する場合（令和4年10月以降においては、その日に時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していること（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）。）	1日当たり50回以上接種した日数×10万円

※「時間外、夜間又は休日」の定義

「時間外」当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間。

「夜間」18時以降（医療機関の診療時間にかかわらない。）。

「休日」日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う（医療機関の診療日にかかわらない。）。